

令和元年第6回 湯沢市教育委員会議事録

開会日時	令和元年12月10日（火） 午前10時
閉会日時	令和元年12月10日（火） 午前11時20分
場 所	湯沢市役所本庁舎 2階 26会議室
出席者	教育長 和田 隆彦 教育委員 議席番号1 佐藤 恵 教育委員 議席番号2 芳賀 誠 教育委員 議席番号3 阿部 和榮 教育委員 議席番号4 後藤 美喜子
欠席者	なし
出席職員	教育総務課長 菅野恵美子 学校教育課長 佐藤 芳一 生涯学習課長 藤山 英信 教育総務課総務班長（書記） 木村 了
傍聴人	なし

【会議に提出された議案】

議案第17号 湯沢市奨学金貸付条例施行規則の一部改正について

【教育長あいさつ】

- ・インフルエンザの感染については、早い時期に一部で高い罹患率となったが、幸い現在は落ち着いてきている。

【前回議事録の承認】

- ・委員から前回議事録の一部修正が提案され、修正した議事録を確認したうえで承認することとした。

【議事録署名委員の指名】

教育長が議事録署名委員として議席番号1番及び3番の委員を指名した。

令和元年第6回 湯沢市教育委員会議事録

【議 事】

○議案第17号 湯沢市奨学金貸付条例施行規則の一部改正について

(教育長が事務局に説明を求め、教育総務課長が資料に基づき説明)

<質疑等>

委員 連帯保証人が提出する書類中、納税証明書ではなく「市町村民税を滞納していないことを証明する書類」としているが、違いは何か。

教育総務課長 連帯保証人の住所要件を設けないこととしたことに伴い、発行元の自治体により証明書の名称が異なることから、抽象的であるがこの表現とした。

委員 このままの表現ではわかりづらいため、募集要項等に記載する際は注釈を付けるようにしてほしい。

教育総務課長 そのようにする。

議案等の処理結果

議案等の番号	件 名	議決結果
議案第17号	湯沢市奨学金貸付条例施行規則の一部改正の申出について	可 決

令和元年 第6回 湯 沢 市 教 育 委 員 会

日 時 令和元年12月10日(火) 午前10時
場 所 市役所本庁舎3階 会議室25

会 議 次 第

1. 開 会

2. 議事録署名委員の指名（2名）

3. 議 事

議案第17号 湯沢市奨学金貸付条例施行規則の一部改正について

4. 協議・報告

5. そ の 他

6. 閉 会

令和元年 第6回 湯沢市教育委員会 提出案件

議案第17号 湯沢市奨学金貸付条例施行規則の一部改正について

議事録署名委員

1 番 佐 藤 恵 委員

3 番 阿 部 和 榮 委員

議案第17号

湯沢市奨学金貸付条例施行規則の一部改正の申出について

湯沢市奨学金貸付条例施行規則を別紙のとおり一部改正するよう市長に申し出るものとする。

令和元年12月10日 提出

湯沢市教育委員会教育長 和田 隆彦

提案理由

湯沢市奨学金貸付条例の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

湯沢市奨学金貸付条例施行規則 主な変更箇所

変更する点	変更前	変更後
連帯保証人の要件	市内在住	住所要件を設けない
	満60歳以下	年齢要件を設けない
返還の期間	10年以内	10年以内 ただし、4年制以上の大学卒業者の場合は貸付期間の3倍以内
出願時における 連帯保証人の 提出書類	市税納税証明書	市町村民税を滞納していない ことを証明する書類
	印鑑証明書	印鑑証明書
		住民票の写し
奨学生選定時の 提出書類	誓約書 奨学金請求書 在学証明書	誓約書 奨学金請求書 在学証明書(※) ※入学一時金の場合は合格通知書の写しを提出し、入学後改めて在学証明書を提出
借用証書の 提出期限	(卒業・貸付廃止等) 事由が発生した日から20日以内	(卒業・貸付廃止等) 事由が発生した日から30日以内
入学一時金の 貸与時期	貸付決定後の4月	貸付け決定後、速やかに

(案)

<p>第4条 奨学生選定は、毎年3月末日までに行うものとする。</p>	<p>第4条 奨学生選定は、毎年3月末日までに行うものとする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。</p>
<p>(選定通知及び誓約書等の提出)</p> <p>第10条 市長は、奨学生を選定したときは、奨学生選定通知書(様式第3号)により奨学生に通知するものとする。また、選定されなかった者に対しては、奨学生否選定通知書(様式第4号)により、理由を付して通知するものとする。</p> <p>2 奨学生は、前項の通知を受けた日から15日以内に連帯保証人と連署した誓約書(様式第5号)、奨学金請求書(様式第6号)及び在学証明書を提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、前項に規定する書類の提出があったときは、速やかに奨学金の貸付けを決定し、奨学金貸付決定通知書(様式第7号)により奨学生に通知するものとする。</p>	<p>(選定通知及び誓約書等の提出)</p> <p>第10条 市長は、奨学生を選定したときは、奨学生選定通知書(様式第3号)により奨学生に通知するものとする。また、選定されなかった者に対しては、奨学生非選定通知書(様式第4号)により、理由を付して通知するものとする。</p> <p>2 前項の通知を受けた奨学生は、連帯保証人と連署した誓約書(様式第5号)、奨学金請求書(様式第6号)及び在学証明書を遅滞なく提出しなければならない。ただし、入学一時金の貸与を受ける奨学生にあつては、在学証明書に代えて進学予定校の合格通知書の写しを提出するものとし、入学後に改めて在学証明書を提出しなければならない。</p> <p>3 略</p>
<p>(奨学金の貸付け)</p> <p>第11条 市長は、前条第2項の請求書に基づき、修学資金は4月、7月、10月、翌年1月に当該月以降の3箇月分を、入学一時金は4月に指定された奨学生名義の口座に振り込むものとする。</p>	<p>(奨学金の貸付け)</p> <p>第11条 市長は、前条第2項の請求書に基づき、修学資金は4月、7月、10月、翌年1月に当該月以降の3箇月分を、入学一時金は貸付決定後、速やかに指定された奨学生名義の口座に振り込むものとする。</p>
<p>(異動届出の方法)</p> <p>第15条 奨学生は、奨学金返還完了前に条例第10条に定める事由により届出を要するときは、その事由の生じた日から15日以内に次の各号に定める様式により届け出なければならない。ただし、奨学生が疾病等により自ら届け出ることができないときは、連帯保証人が代理で届け出るものとする。</p>	<p>(異動届出の方法)</p> <p>第15条 略</p>

(案)

<p>(1) 条例第10条第1号の場合 卒業等届出書 (様式第11号)</p> <p>(2) 条例第10条第2号の場合 奨学金辞退届 (様式第8号)</p> <p>(3) 条例第10条第3号の場合 奨学生等異動届出書 (様式第12号)</p>	<p>(1) 略</p> <p>(2) 条例第10条第2号の場合 奨学生等異動届出書 (様式第12号)</p>
<p>(連帯保証人の変更)</p> <p>第16条 奨学生は、連帯保証人が次の各号に該当するとき、又は任意に連帯保証人を変更しようとするときは、速やかに連帯保証人変更届出書 (様式第13号) に必要書類を添付し、市長に承認を求めなければならない。</p> <p>(1) 死亡したとき。</p> <p>(2) 第3条第2号に定める連帯保証人が、市内に住所を有しなくなったとき。</p> <p>(3) 破産手続開始の決定を受けたとき。</p> <p>(4) 制限行為能力者となり債務に関する法律上の制約を受けたとき。</p> <p>2 市長は、前項の申出があったときは、連帯保証人変更承認 (不承認) 通知書 (様式第14号) により、変更の可否について奨学生及び新たに連帯保証人になろうとする者に通知するものとする。</p>	<p>(連帯保証人の変更)</p> <p>第16条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 破産手続開始の決定を受けたとき。</p> <p>(3) 制限行為能力者となり債務に関する法律上の制約を受けたとき。</p> <p>2 略</p>
<p>(借用証書)</p> <p>第17条 奨学生は、奨学金貸付けの対象となった学校を卒業したとき、又は貸付けを廃止されたときは、その事由が発生した日から20日以内に連帯保証人と連署して、全貸付金額を記載した奨学金借用証書 (様式第15号) に奨学金返還明細書 (様式第16号) を添付し、市長に提出しなければならない</p>	<p>(借用証書)</p> <p>第17条 奨学生は、奨学金貸付けの対象となった学校を卒業したとき、又は貸付けを廃止されたときは、その事由が発生した日から30日以内に連帯保証人と連署して、全貸付金額を記載した奨学金借用証書 (様式第15号) に奨学金返還明細書 (様式第16号) を添付し、市長に提出しなければならない。</p>

(案)

<p>(返還期間及び方法)</p> <p>第18条 奨学金の返還期間は、貸付け終了後の猶予期間を除き、最長10年以内とする。</p> <p>2 奨学金の返還方法は、市長が発行する納入通知書又は口座振替を選択できるものとし、次に掲げる納入期限まで確実に納付するものとする。</p> <p>(1) 納入通知書による納付は、半年賦とし第1期は6月30日、第2期は12月25日を納入期限とする。</p> <p>(2) 口座振替による納付は、市長の指定する金融機関の奨学生名義の口座から毎月25日(金融機関が休業日の場合は、翌営業日)に振り替えるものとする。</p> <p>3 返還の開始期は、貸付けが完了した日又は猶予期間が満了した日以降において、前項第1号による場合は第2期、 第2号による場合は12月とする。</p>	<p>(返還期間及び方法)</p> <p>第18条 奨学金の返還期間は、貸付け終了後の猶予期間を除き、最長10年以内とする。ただし、学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく4年制以上の大学を卒業した者については、正規の修学期間の3倍の年数以内とする。</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>3 返還の開始期は、貸付けが完了した日又は猶予期間が満了した日以降において、前項第1号による場合は第2期、同項第2号による場合は12月とする。</p>
--	---